

専決処分の報告について
(車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 27 日

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 31 日

那覇市長 知念 覚

- | | | |
|---|-----------------|--------------|
| 1 | 事 件 名 | 車両損傷事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 沖縄県那覇市具志在 法人 |
| | 賠 償 額 | 166,562 円 |